

川村 康「宋代配役考」(『法と政治』(関西学院大学)五一巻一号)

著者	中村 正人
雑誌名	金沢法学
巻	47
号	1
ページ	359-367
発行年	2004-11-29
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/4433">http://hdl.handle.net/2297/4433</a>

《書評》

川村 康 「宋代配役考」 (『法と政治』 (関西学院大学) 五一卷一号)

中村 正人

著者の川村氏は、宋代法制史研究者として夙に著名であり、これまでも宋代法制度に関する数多くの研究を公表されているが、その中でも折杖法に関する研究 (川村康 「宋代折杖法初考」 (『早稲田法学』 六五卷四号、一九九〇年)、同「政和八年折杖法考」 (杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』 (敬文堂)、一九九二年、所収)) は、氏の代表的な業績の一つであり、内外の研究者から高く評価されている。「折杖法」とは、建隆四年 (九六三年) 三月に發布された、一種の刑罰読み替え規定である。それによると、律の五刑 (笞・杖・徒・流・死) のうち、笞刑と杖刑は臀杖 (臀部を杖で打つ刑) に、徒刑は脊杖 (背中を杖で打つ刑) に、そして流刑は脊杖と一年間 (加役流の場合には三年間) の配役 (強制労働) に読み替えて執行されることになり、このために唐律的五刑 (とりわけ徒刑と流刑) は、その実質を大きく失うこととなった。

ところで、流刑の折杖法的読み替えの一部である配役に関しては、それが現実にはほとんど執行されていなかったのではないかと考える滋賀秀三氏の見解 (これを川村氏は仮に「配役不執行説」と称している) が、ほとんど実証研究がないままに、通説として広く流布していた。ところが近年になって、配役不執行説の根拠資料を再検討し、また配役執行の事実を示す資料を提示することによって、配役の執行が現実に行われていたとの見解 (川村氏は仮に「配役執行説」と称している) を展開する辻正博氏の論文 (辻正博 「宋代の流刑と配役」 (『史林』 七八卷五号)、以下「辻論文」と称する) が公表された。こうした状況の下、辻氏の論考に一部修正を加えつつも、

配役執行説を補強することを目的に執筆されたのが、ここに紹介する川村氏の論文である。本論文は、「はじめに」と「おわりに」の部分を除いて、「一 配役不執行説の検討」「二 慶元勅令格式の配役関係規定」「三 配役執行事例の分析」の三章より構成されている。以下、川村氏の叙述の順序に即して、本論文の内容を簡単にまとめておきたい。

まず、「一 配役不執行説の検討」において川村氏は、辻論文において提示された、配役不執行説の論拠に対する反論の検証を行っている。辻論文では、滋賀氏の配役不執行説の論拠を、①宋代の勅には律の流刑を編配に読み替えることを定めた箇条が少なくないこと、②流犯が編配に処される場合には居作を免除すると規定した条文が存在すること、③宋代人士の言に居作のことを昔のことと言いなす口吻が見られることの三点に集約しているが、川村氏は辻氏の所説を敷衍しつつ、上記三つの論拠が、必ずしも配役不執行説を裏付けるものとはならないとする辻氏の考え方に、基本的に賛意を表明している。とりわけ①の点、すなわち、宋代には流罪の多くが勅によって編配に読み替えられていたとする点に関して、「受財枉法」等の収賄に関する罪や窃盜罪、私茶・私塩の罪、禁書の私有・伝習に関する罪等に対する慶元勅を具体例として詳細な分析を加え、こうした流刑から編配への読み替え規定の存在にもかかわらず、依然として配役が適用される場面が数多く残されていると指摘していることは、注目に値する。

続いて「二 慶元勅令格式の配役関係規定」では、慶元勅令格式の配役関係規定の分析を通じて、配役制度の詳細を明らかにしている。配役関連の規定については、辻論文においてもすでにある程度言及されていたが、川村氏は関連史料を網羅した上で、辻氏の見解を一部修正・敷衍しつつ、さらなる詳細な解説を試みている。

最後に川村氏は「三 配役執行事例の分析」において、「慶元勅令格式の諸規定に基づく論証だけでは、配役執行の現実性を立証することはでき」ず、「配役執行説を主張するには、やはり現実の執行を示す史料が必要で

ある」との立場から、辻論文で提示された配役執行の事実を示す史料の検討を行っている。そしてそれら諸史料の内、北宋期の三例については、それが配役執行の現実性を証拠立てるものであるとしつつも、南宋期の一例（いわゆる「岳飛冤案」における僧沢一の件）のみは、単に紹興十一年当時の折杖法の規定を確認する史料ではあつても、配役執行の現実性を示すものではないと斥けている（この点については、辻論文に対する川村氏の書評『法制史研究』四六号、一二七六―七頁）の中でも、既に指摘されている）。しかしながら、それに代えて川村氏は、『清明集』の中から、南宋後半期における配役執行の現実性を明確に示す史料一件と、配役受刑者収容施設の存在を示す（配役執行の現実性の間接証拠となる）史料一件を新たに見出すことによって、辻氏の配役執行説を補強している。

本論文は、論旨も非常に明快であり、また主張の全てに裏付けとなる史料を提示し、逆に史料的根拠を欠く点については慎重な態度を崩さないという、いかにも川村氏らしい極めて手堅い実証研究である。辻氏の所説を修正しつつ、配役執行説の正当性を補強するという本論文の性格上、オリジナリティーは決して高いとは言えないが、辻論文と相俟つことによつて、従来の通説を覆す可能性を持った画期的な研究業績であると評価できよう。評者は川村氏の見解を基本的に妥当であると考えるが、ただ、全く問題がないというわけではなく、疑問に感じる個所もいくらか見受けられた。以下にその点を指摘し、評者の見解を述べてみたい。

まず第一に、第一章の配役不執行説の論拠に関わる根拠史料を検討している中で、前出の③の論拠に関する史料として引用されている、『宋史』の史料の検討に関する疑問である。この点につき川村氏は、この史料は、『徒流折杖之法』とは言うものの、述べられているのは、折杖法施行により徒刑が勞役刑でなくなったことが惹起した社会問題についてであり、論者は徒刑を本来の勞役刑の姿に戻すよう提言しているのであつて、史料中に「昔のこと」として言われているのは、律の徒刑（勞役刑）に他ならず」（辻論文一三五頁）、したがって、同史料は

「折杖法による流刑の読み替えがそのままは適用されなかったことの根拠とすることはできない」（同一三六頁）と考える辻氏の主張を妥当なものであるとしている。しかしながら、その主張は本当に妥当なものであろうか。辻論文では、滋賀氏が直接依拠した『宋史』卷二〇一の記事ではなく、『続資治通鑑長編』卷二一四の方を引用している（内容は同じであるが、『宋史』方は文章に省略があるため）が、これを見ると、冒頭部分に「徒流折杖之法」とあり、また中程にも「若令徒流罪情理非巨蠹者、復古居作之法云々」（傍点はいずれも評者による）という記述があつて、二度にわたつて本件が徒罪のみならず、流罪にも関連する話であることが述べられている。それにもかかわらず、辻氏は内容から判断して、「古の居作の法」は「律の徒刑（勞役刑）に他なら」ないと断定し、川村氏もそれに賛意を表明しているが、史料中に二度も「徒流」あるいは「徒流罪」との言い回しがあり、しかも後者については、「もし徒流の罪を犯したが、情状がそれほど兇悪でない者に対して、古の居作の法を復活させたならば云々」と、徒罪のみならず流罪の囚についても居作の復活を明確に謳っていることからすれば、辻氏や川村氏のように、これが徒刑に限定した話であると即断してしまつてよいものであるかどうか、いささか疑問を感じずにはいられない。

第二の疑問点は、第二章で引用されている、配役執行の一般的な事項を定めた慶元断獄令の規定（「編配流役」条）中の「免陪日」という語句の解釈についてである。同文言に関しては、辻氏は「免じて陪日せしむ」と訓読し、「病気のため休暇を取った者は、その分だけあとで服役した」と解釈し、また滋賀氏は、「『免陪日』は『陪日を免ず』とも、また全く逆に『免じて陪日せしむ』とも読めるので、しばらく触れないでおく」と判断を留保している。一方川村氏はどちらの見解（滋賀氏の場合には「見解」というよりもむしろ「判断」と言った方がよいかもしいないが）にも組せず、「陪日を免ず」と読んで、「病気休暇の分も刑期に算入される」と解している。その根拠として氏は、「免じて陪日せしむ」という訓読では、免除の対象が明確ではないのに対して、「陪日を免

ず」と読めば、免除の対象が陪日すなわち休暇分の労役であることが明確であることを挙げている。さらに川村氏は、服役前・服役中の逃亡に関する慶元捕亡勅の規定（「部送罪人」条の旁照法）に、恩赦があっても逃亡中の日数は刑期に算入されないとあること、ならびに配役受刑者が別の者に代役させた場合についての慶元詐偽勅の規定（「出入罪」条）に、代役者が服役した日数は恩赦や自首があっても刑期に算入されないとあることとの比較によって自説の妥当性が生じると続けている。すなわち、制度的休暇および病気という「不可抗力的な居作の不履行」と、逃亡や代役という「意図的な居作の不履行」とで、不履行の埋め合わせについての対処が異ってもおかしくないからだと言うのである。

しかしながら、この論証はいかにも説得力に欠けるように思われる。免除の対象が明確であるか否かという点について言えば、なるほど確かに前者の訓読では、「免ずる」対象が直接目的語として明示されていないという意味で、「明確」でないとは言えるかもしれないが、明示されていなくても前後の文脈から考えれば、免除の対象が病気療養期間中の「居作」であって、その休んだ分をあとから「陪日」させるという趣旨であることは、その解釈自体が正しいかどうかは別にして、これもまた「明確」ではなからうか。さらに、逃亡や代役に対する刑期不算入との対比での妥当性云々という議論に関しては、それはあくまでも我々現代人の目から見た「妥当性」なのであって、宋代の人々がそれをどのように考えたかは全く不明のはずである（少なくとも川村氏はこの点について何も言及していない）。川村氏は、註（38）の中で、宋代の配役が、唐代の徒刑において病気休暇が刑期に算入されなかったことと「同一である必然性はない」と述べているが、これは全く「逆もまた真なり」であって、宋代と唐代とが「異なっていないなければならない必然性」もまた、同様にはないはずである。

もつとも、評者自身、川村氏の結論自体には必ずしも反対なわけではない。評者も、「免陪日」は、「陪日を免ず」と読む方がより自然であると感じるが、ただ、上に述べたように川村氏の提示する論拠には全く説得力を感

じないし、自分自身も「陪日を免ず」という訓読が正しいことを証明する手段は持ち合わせていない。結果的には、どちらの訓読が正しいとは決めかねる以上は判断を留保するという滋賀氏の態度が、研究者としてもっとも良心的であると言えよう。

第三の疑問点（これはむしろ川村説を補強することになると思われるが）は、第三章において川村氏が南宋の配役執行の現実を示す新史料の一つとして提示した、『清明集』卷二一人品門所収の判語史料の取り扱いについてである。川村氏は、同判語中に言及されている「廂牢」なる施設が、「留置場や未決監ではな」く、「流刑を適用された犯罪者が収容される施設、すなわち配役受刑者の収容施設として廂（都市の区画——評者注）に設置された牢」であると指摘しつつも、「しかしそうだととしても、この判語が示しているのは配役受刑者収容施設の存在だけであって、そこに配役受刑者が現存したことはないものであるから、これによってただちに配役執行の現実性を確認することはできない」と、同判語が配役執行の現実性の間接証拠に過ぎないのだと強調している。このことは、川村氏の史料の扱いに対する謹厳な態度を如実に示しており、そうした態度は一般的には非常に好ましいことだと言えるが、ただ本史料に関して言えば、いささか謙抑的過ぎるのではなからうか。この判語の作成者である胡石璧は、冒頭部分において、「廂牢」の視察の結果、その設備の劣悪なるのを確認したことを述べた後、それに続けて「連年疾疫しばしばいた々臻り、囚多く夭闕したるは、咎蓋し此に在らん」と、施設の劣悪さゆえにここ数年來囚が多く病死した事実を指摘している。ここで、「囚」というのは、常識的に考えればそれは「廂牢」に収容されていた囚のことを指すであろう。そして、その「廂牢」が川村氏の言うように、配役受刑者を収容する施設であったとすれば、少なくとも胡石璧がこの判語を書いた時からそれほど遡らない過去の時点において、（後に病死することになる）配役受刑者がこの中に現存していたことが確認できるわけであるから、「廂牢」＝「配役受刑者収容施設」が成り立つ限りは（この点は別に検討を要する事項であるが）、この史料もまた、配役

執行の現実性を確認できるものと評価してよいのではなからうか。

以上の三点は、いずれも全体の論旨には直接関係しない、枝葉末節の事柄ばかりであって、本論文の価値をいささかも減ずるものではないと言える。しかしながら、以下に指摘する点は、場合によっては結論に重大な影響を及ぼす可能性がある、重要な問題であるように思われる。それは、第三章に引用されている、辻氏が指摘した北宋期における配役執行の事実を示す三つの史料の評価に關してである。

辻氏は、配役執行を示す具体的な事例として、『続資治通鑑長編』卷二三所収の太平興国七年（九八二年）八月己卯の記事、『太宗皇帝実録』卷七八所収の至道二年（九九六年）八月辛丑の記事、および『宋会要』職官七六所収の端拱元年（九八八年）三月二十九日の記事（これらを以下順に、「史料Ⅰ」「史料Ⅱ」「史料Ⅲ」と呼ぶことにする）の三例を挙げている。そして川村氏は、「将作監」や「少府監」といった具体的な配役先が明示されていることをもって、これらの史料が配役執行の現実性を証拠立てるものとして高く評価している。しかしながら、評者が問題としたいのも、実はこの点なのである。まず史料Ⅰに關して言えば、辻論文一四二頁に引用されている乾德五年（九六七年）二月癸酉の御史台上言には、将作監にはもはや服すべき労役がなかった事情が述べられているが、それよりも十数年後の時期に当たる太平興国七年（九八二年）に将作監へ送られた宋覃等には、いったいどのような労役が科せられたというのであろうか。

もつとも、これについては、将作監というのは令の規定に基づく名目的な配役先のことであり、実際には宋覃等もまた作坊等の別の服役場所に送られていたのだと解釈することも可能であろう。しかしそうだとすると、今度別の疑問が生じることになる。すなわち、史料Ⅰで将作監という名目的な服役場所が表示されているとすれば、史料Ⅱや史料Ⅲに現れる「少府監」という配役先はどのように考えたらよいのかということである。これもまた名目的な服役場所であるとする、辻氏も挙げている『宋刑統』所収の令の規定（辻論文一四四頁注③参照）



と合致しなくなる。一方、少府監は名目ではなく実際の服役場所を示しているのだと考えると、ではなぜ史料Ⅰでは名目的な服役場所が判決中に表示され、史料Ⅱの方では実際の服役場所が表示されているのか、この齟齬を何らかの形で説明する必要が生じるであろう。

それに加えて、宋代では少府監が実際に配役の囚を送る服役場所の一つだったと考えた場合、果たして少府監には彼等に与えるべき実際の役務が本当にあったのかとの疑問も拭えない。なぜなら、『宋史』卷一六五職官志の「少府監」の項を見る限り、旧来の職掌の主要部分が、宋代に新設された「文思院」や「後苑造作所」といった部局に移管されており、事情は將作監と似たり寄ったりだったのではないかと思われるふしがあるからである。このように考えて見ると、具体的な配役先が明示されているからこれらの史料が配役執行の現実性を証拠立てるのだとは単純に言うことはできず、より綿密な検討が必要となってくるのではなからうか。

以上のような疑問点はあるにせよ、本論文が登場したことによって、いわゆる配役不執行説がもはや絶対的な通説たり得なくなったことは断言できるであろう。しかしながら、この点が辻氏と川村氏で見解の相違する部分でもあるのだが、川村氏が「おわりに」で自覚的に示唆しているように、本論文や辻論文の登場によっても、逆に配役執行説が絶対的な通説となり得たわけでは必ずしもない。なぜならば、滋賀氏の主張は、宋代に配役制度が存在しなかった、ないしは全く機能していなかったというのではなく、多数に上る勅の読み替え規定の存在等の理由により、実際にはあまり配役が執行されることはなく、マクロな視点から見れば、ほとんど機能していなかったと評価できるのではないか、という趣旨であると思われることから、配役執行説が決定的な通説となるためには、マクロな視点からも配役執行が十分に機能していたことを示す、ある程度まとまった数の実例を提示する必要があると考えられるからである。現状での評価としては、これまで不利な状況にあった配役執行説が不執行説にようやく追いつき、そして逆にやや有利な立場に立つことができたというのが妥当なところであろうか。

いづれにせよ、これを契機に宋代刑罰制度に関する議論が活発化し、さらなる研究の深化がもたらされることを祈念しつつ、本稿を終えることにしたい。